

宝塚市シティプロモーション ブランドメッセージロゴ利用の手引

宝塚市は、市民等がブランドメッセージロゴ（以下ロゴ）を利用する場合の手続き等について、次のとおり定めます。

1 利用できるロゴ（4種類）



デザイン1（基本デザイン）



ときめく日々が、たからもの。

宝塚

デザイン3



デザイン2



デザイン4

デザイン1を基本デザインとし、デザイン2からデザイン4は活用媒体にあわせて使用します。

2 目的

本市のシティプロモーションを実施していくにあたって、市と市民、事業者、団体が共通のロゴを使用することで一体感を醸成し、ともに市の魅力を高め、市内外に発信することを目的とします。

3 利用できる範囲

個人または、団体が宝塚市のシティプロモーションに資することを目的として本ロゴを利用する場合においては、事前の申請なしにご利用いただけます。ただし、ロゴを活

用した商品等を販売する場合は、市に事前の申請が必要です。

なお下記事項に該当する場合は利用できません。

- (1) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 本市に不利益を及ぼすもの又はそのおそれがあるもの

4 事前申請

ロゴを活用した商品等を販売する場合は、宝塚市に事前の申請が必要となります。市で審査のうえ使用について承認します。申請については、別添1の申請書を宝塚市企画経営部政策室シティプロモーション担当へご提出ください。

5 ロゴのデータについて

ロゴのデータ (ai または jpeg) は、本市ホームページでダウンロードすることが可能です。

6 ロゴ利用上の注意事項

(1) 色指定

星のカラー	M20% Y80%	R253 G210 B62	DIC125s	PANTONE122C
文字のカラー	M80% Y20%	R233 G83 B131	DIC113c	PANTONE1915C

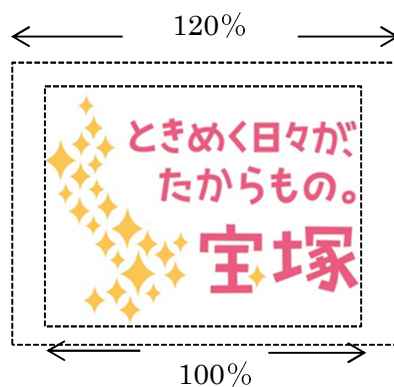
※1 色印刷の場合

星のカラー	50%
文字のカラー	80%

(2) 余白

ロゴを配置する際は、余白を設けてください。余白全体の幅はロゴの幅の120%以上となります。

(例)



7 サイズ

本市が定める最小サイズ以上であれば、媒体に合わせたサイズの変更が可能です。ただし、ロゴの縦横比を変更することはできません。

ロゴの最小サイズ	
デザイン1（基本デザイン）  縦幅が 10 ミリメートル	デザイン3  縦幅が 30 ミリメートル
デザイン2  縦幅が 15 ミリメートル	
デザイン4  縦幅が 15 ミリメートル	

8 使用取消

本手引に反するロゴの使用を発見した場合は、使用について取消を求めることがあります。

9 権利の帰属

ロゴの一切の権利は、宝塚市に帰属します。

10 禁止事項

- (1) ロゴの色は、指定された色以外を使用できません（1色刷りの場合を除く）
- (2) ロゴの変更、編集、回転、変形はできません。
- (3) ロゴのアニメーション化、効果音等の加工はできません。
- (4) ロゴを使用者の独自のものとして使用できません。
- (5) 他のデザインロゴとの組み合わせや、デザインの追加はできません。
- (6) ロゴの一部を切り取って使用することはできません。
- (7) 視認性が損なわれる背景には使用できません。

11 問い合わせ先

兵庫県宝塚市東洋町1-1

宝塚市企画経営部政策室シティプロモーション担当

電話 0797-71-1141 (代表) F A X 0797-72-1419